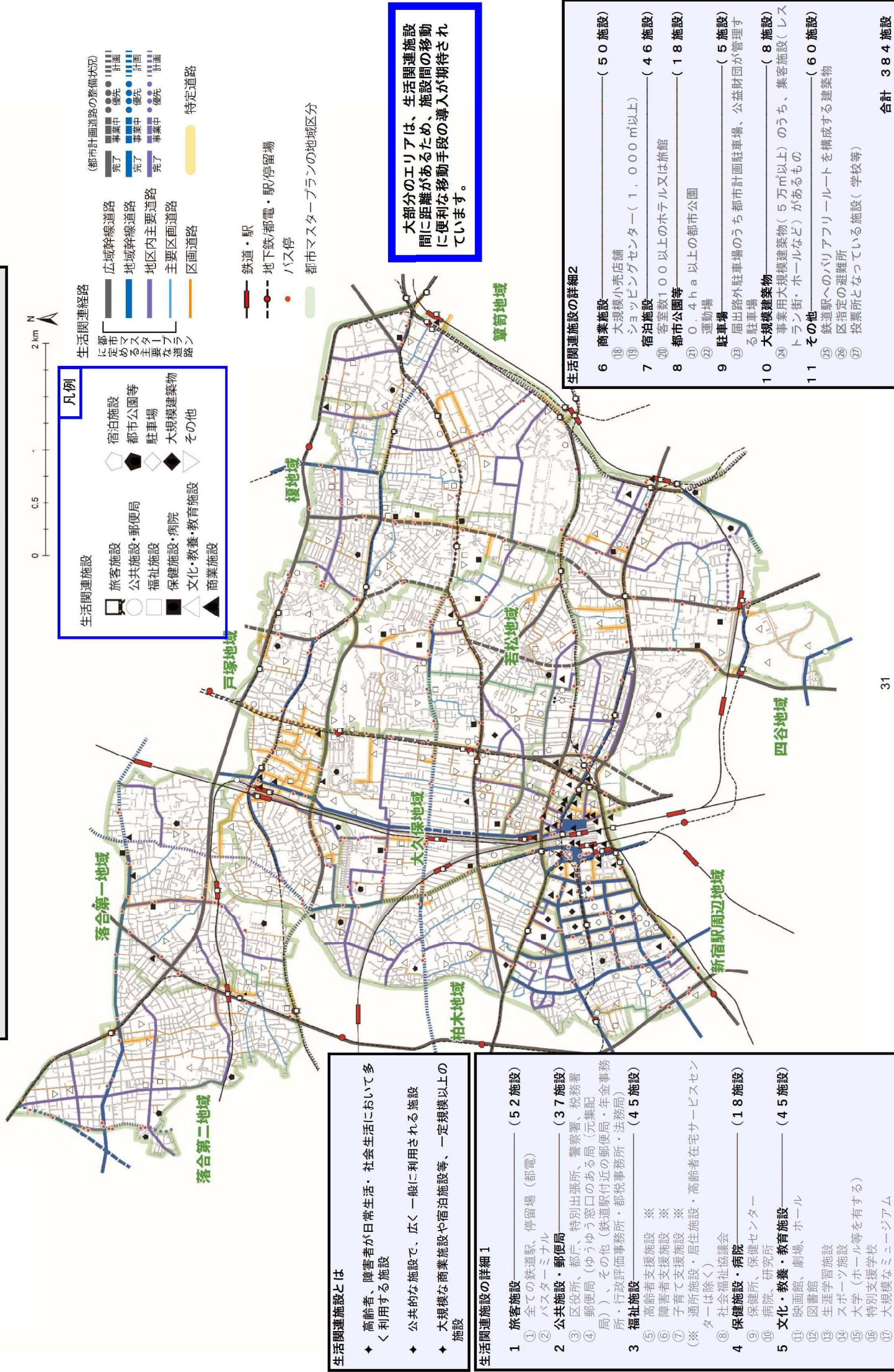


生活関連施設の分布図

(「新宿区移動等円滑化促進方針(令和3年11月)」P31 生活関連施設・経路(全体図)に加筆)



生活関連施設

- 旅客施設
- 公共施設・郵便局
- 福祉施設
- 保健施設・病院
- 文化・教養・教育施設
- 商業施設
- 宿泊施設
- 都市公園等
- 駐車場
- 大規模建築物
- その他

生活関連経路

- 都市計画道路
- 広域幹線道路
- 地域幹線道路
- 地区内主要道路
- 主要区画道路
- 区画道路

(都市計画道路の整備状況)

- 完了
- 事業中
- 優先
- 計画

- 鉄道・駅
- 地下鉄/都電・駅/停留場
- バス停
- 都市マスタープランの地域区分

生活関連施設とは

- 高齢者、障害者が日常生活・社会生活において多く利用する施設
- 公共的な施設で、広く一般に利用される施設
- 大規模な商業施設や宿泊施設等、一定規模以上の施設

大部分のエリアは、生活関連施設間に距離があるため、施設間の移動に便利な移動手段の導入が期待されています。

生活関連施設の詳細1

1 旅客施設	(5 施設)
① 全ての鉄道駅、停留場(都電)	
② バスターミナル	
2 公共施設・郵便局	(37 施設)
③ 区役所、都庁、特別出張所、警察署、税務署	
④ 郵便局(ゆうゆう窓口のある局(元集配局)、その他(鉄道駅付近の郵便局・年金事務所・行政評価事務所・都税事務所・法務局))	
3 福祉施設	(45 施設)
⑤ 高齢者支援施設 ※	
⑥ 障害者支援施設 ※	
⑦ 子育て支援施設 ※	
(※ 通所施設・居住施設、高齢者在宅サービスセンターは除く)	
⑧ 社会福祉協議会	
4 保健施設・病院	(18 施設)
⑨ 保健所、保健センター	
⑩ 病院、研究所	
5 文化・教養・教育施設	(45 施設)
⑪ 映画館、劇場、ホール	
⑫ 図書館	
⑬ 生涯学習施設	
⑭ スポーツ施設	
⑮ 大学(ホール等を有する)	
⑯ 特別支援学校	
⑰ 大規模なコミュニティ	

生活関連施設の詳細2

6 商業施設	(50 施設)
⑱ 大規模小売店舗	
⑲ ショッピングセンター(1,000㎡以上)	(46 施設)
7 宿泊施設	(4 施設)
⑳ 客室数100以上のホテル又は旅館	
8 都市公園等	(18 施設)
㉑ 0.4ha以上の都市公園	
㉒ 運動場	
9 駐車場	(5 施設)
㉓ 周出路外駐車場のうち都市計画駐車場、公益財団が管理する駐車場	
10 大規模建築物	(8 施設)
㉔ 事業用大規模建築物(5万㎡以上)のうち、集客施設(レストラン街・ホールなど)があるもの	
11 その他	(60 施設)
㉕ 鉄道駅へのバリアフリールートを構成する建築物	
㉖ 区指定の避難所	
㉗ 投票所となっている施設(学校等)	

合計 384 施設